



平成 20 年 4 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社エスケイジャパン
 代 表 者 名 代表取締役社長 久保 敏志
 コード番号 7608 (東証・大証 第一部)
 問 合 せ 先 取締役管理部長 川上 優
 TEL 06-6765-0670
 U R L <http://www.sk-japan.co.jp>

(訂正) 定款変更に関するお知らせ

平成 20 年 4 月 11 日に発表いたしました「定款変更に関するお知らせ」の記載内容に一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

【訂正理由】

1. 当初監査役全員を対象に予定しておりました責任免除を社外監査役に限定することに変更したため、訂正前の変更案の第 33 条（監査役の責任免除）を、第 31 条（社外監査役の責任免除）に変更したことによる訂正であります。
2. 当初新設を予定しておりました第 31 条（報酬等）、第 32 条（監査役会規程）を現行定款の他の条項とのバランスを考慮した結果、新設を見送ったことによる訂正であります。
3. 上記の変更に伴い、条数等につきまして訂正いたしました。

【訂正内容】※訂正箇所には下線（太線）を付しております。

訂正前	訂正後
1. 定款の一部変更の趣旨および目的 (1) 当社は、第 19 期（平成 20 年 2 月期）末現在、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、同法の規定に基づく監査役会および会計監査人を設置することで、コーポレートガバナンスの一層の強化を図ることといたしたく、定款の一部変更と、第 29 条（常勤の監査役）、第 30 条（監査役会の招集通知）、<u>第 31 条（報酬等）、第 32 条（監査役会規程）、第 34 条（会計監査人の選任）、第 35 条（会計監査人の任期）</u>を新設するものであります。 (2) 監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第 426 条および第 427 条の定める監査役の責任免除制度に基づき、定款に第 33 条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。 (3) 会計監査人が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第 427 条の定める会計監査人の責任免除制度に基づき、定款第 36 条（会計監査人の責任免除）の規定を新設するものであります。	1. 定款の一部変更の趣旨および目的 (1) 当社は、第 19 期（平成 20 年 2 月期）末現在、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、同法の規定に基づく監査役会および会計監査人を設置することで、コーポレートガバナンスの一層の強化を図ることといたしたく、定款の一部変更と、第 29 条（常勤の監査役）、第 30 条（監査役会の招集手続）、<u>第 32 条（会計監査人の選任）、第 33 条（会計監査人の任期）</u>を新設するものであります。 (2) <u>社外監査役</u>が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第 427 条の定める<u>社外監査役</u>の責任免除制度に基づき、定款に第 31 条（<u>社外監査役</u>の責任免除）の規定を新設するものであります。 (3) 会計監査人が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第 427 条の定める会計監査人の責任免除制度に基づき、定款第 34 条（会計監査人の責任免除）の規定を新設するものであります。

訂正前の変更案	訂正後の変更案
<u>（監査役会の招集通知）</u> 第30条 1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急	<u>（監査役会の招集手続）</u> 第30条 1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるとき

訂正前の変更案	訂正後の変更案
<u>の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> (報酬等) <u>第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。</u> (監査役会規程) <u>第32条 監査役会に関しては法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> (監査役の責任免除) <u>第33条 1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u> 第 6 章 会計監査人 (会計監査人の選任) <u>第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u> (会計監査人の任期) <u>第35条 1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u> (会計監査人の責任免除) <u>第36条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u> 第 7 章 計算 <u>第37条</u> ～ (現行定款第 29 条～第 32 条のとおり) <u>第40条</u>	<u>は、この期間を短縮することができる。</u> (削 除) (削 除) (削 除) (社外監査役の責任免除) <u>第31条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u> 第 6 章 会計監査人 (会計監査人の選任) <u>第32条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u> (会計監査人の任期) <u>第33条 1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u> (会計監査人の責任免除) <u>第34条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u> 第 7 章 計算 <u>第35条</u> ～ (現行定款第 29 条～第 32 条のとおり) <u>第38条</u>

以上